

# 令和6年度第1回森町地域公共交通会議 次第

日時：令和6年7月12日(金) 14:00～

場所：森町町民生活センター2階 集会室

## 1 開 会

## 2 会長挨拶

## 3 地域公共交通会議について

## 4 協議事項

(1) 令和5年度 事業報告及び収支決算について 【資料1】

(2) 森町地域公共交通法定計画実施状況及び事業計画について 【資料2】

(3) 森町地域公共交通会議要綱等の改正及び運賃検討部会の設置について 【資料3】

(4) ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）実施  
概要報告及び実施に係る町営バス吉川線運賃割引について 【資料4】

## 5 報告事項

(1) 地域タクシー実証運行について 【資料5】

(2) 秋葉線（城下地内）の経路変更について 【資料6】

(3) 路線バス区間運休の状況について 【資料7】

## 6 その他

## 7 閉 会

○森町地域公共交通会議要綱

平成19年11月26日告示第66号

改正

平成23年3月28日告示第99号

平成29年11月24日告示第87号

令和3年11月22日告示第154号

令和6年3月27日告示第61号

森町地域公共交通会議要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成、変更及び実施に関し必要となる事項を協議するため、森町に、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 活性化再生法の規定に基づく交通計画の作成、変更及び実施に関すること。
- (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項に関すること。
- (5) その他法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第3条 会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の役員又は職員
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の役員又は職員

- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (5) 静岡県袋井土木事務所長又はその指名する者
- (6) 静岡県袋井警察署長又はその指名する者
- (7) 森町社会福祉協議会会長又はその指名する者
- (8) 学識経験のある者その他会議が必要と認める者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び監事)

第6条 会議に会長1人及び監事2人を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 監事は、会長が指名する。

6 監事は、会議の監査事務を行う。

(議事)

第7条 会議は、会長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合の前項の規定の適用については、前条第4項に規定する委員は、会長とみなす。

5 会議は、簡易な議事については書面による開催とすることができるものとする。

6 会議は、これを公開しなければならない。ただし、事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

(協議の結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成23年3月28日告示第99号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月24日告示第87号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年11月22日告示第154号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第61号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 令和 5 年度 事業報告及び収支決算について

## 令和 5 年度森町地域公共交通会議事業報告書

令和 5 年度は、森町地域公共交通会議を 3 回開催し、主な事業として、「森町地域公共交通法定計画」の策定を行った。

年 月	内 容
令和 5 年 5 月	森町地域公共交通法定計画策定支援業務の契約締結 契約事業者：株式会社ケー・シー・エス静岡営業所 契約期間：令和 5 年 5 月 15 日～令和 6 年 3 月 25 日 契約金額：4,818,000 円（税込）
7 月	令和 5 年度第 1 回森町地域公共交通会議の開催 ○開催日：令和 5 年 7 月 26 日（水） ○令和 4 年度事業報告・収支決算について【協議】 ○東遠学園組合が実施する市町村福祉有償運送の更新登録について【協議】 ○森町地域公共交通法定計画骨子案について【協議】 ○6 月上旬の豪雨による町内の公共交通について【報告】
12 月	令和 5 年度第 2 回森町地域公共交通会議の開催 ○開催日：令和 5 年 12 月 27 日（水） ○地域間幹線系統に対する今後の取組方針等について【協議】 ○単独維持困難及び市町自主運行バス事業の申し出に対する対応方針について【協議】 ○森町地域公共交通会議要綱等の改正について【協議】 ○森町自家用有償旅客運送の更新手続について【協議】 ○森町地域公共交通法定計画（案）について【協議】
令和 6 年 2 月	森町地域公共交通法定計画案に対するパブリックコメントの実施 実施期間：令和 6 年 2 月 6 日～令和 6 年 2 月 20 日 意見数：5 件（2 名）
3 月	令和 5 年度第 3 回森町地域公共交通会議の開催 ○開催日：令和 6 年 3 月 18 日（月） ○森町地域公共交通法定計画（案）について【協議】 ○令和 6 年度事業計画案及び予算案について【協議】 ○秋葉線 区間運休の状況について【報告】

令和5年度森町地域公共交通会議収支決算

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減額	備考
1	負担金	1 負担金	4,840,000	4,820,834	△19,166	森町負担金
2	補助金	1 補助金	0	0	0	
3	繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入	1 雑入	0	46	46	預金利息
合計			4,840,000	4,820,880	△19,120	

【歳出】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減額	備考
1	運営費	1 会議費	0	0	0	
	2 事務費	1 事務費	2,880	2,880	0	収入印紙代、振込手数料
2	事業費	1 事業費	4,837,120	4,818,000	△19,120	森町地域公共交通法定計画策定 支援業務委託料
3	予備費	1 予備費	0	0	0	
合計			4,840,000	4,820,880	△19,120	

歳入金額 4,820,880 円

歳出金額 4,820,880 円

差引金額 0 円

# 監査報告書

令和5年度森町地域公共交通会議の歳入・歳出に関する会計（預金通帳、歳入・歳出の証拠書類）を監査したところ、適正であることを認めたので報告します。

令和6年6月21日

監事 浅岡 英明 

令和6年6月18日

監事 村松 成弘 

## 森町地域公共交通法定計画 実施状況及び事業計画について

## 森町地域公共交通法定計画 実施状況及び事業実施計画シート

基本理念	持続可能なまちづくりを支える公共交通の構築 ～町民・来訪者から選ばれる公共交通～
基本方針	(1) ニーズに対応した公共交通 (2) まちづくりと交流を推進する公共交通 (3) 地域で支え合い、地域を支える公共交通

目標 1 広域移動を支える公共交通の確保維持			
事業名		令和 5 年度 実施状況	令和 6 年度 事業実施計画
施策 1	1 鉄道の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜浜名湖鉄道について、沿線市町と連携して、経営支援及び利用促進を行った。</li> <li>・利便性向上のため、遠州森駅駐輪場にサイクルスタンド設置及び公衆トイレの外装修繕を行った。</li> <li>・町内会等の3団体がレールフレンドシップ事業を実施し、町から事業経費に対して補助を行った。</li> </ul> <p>※レールフレンドシップ事業：団体、天竜浜名湖鉄道(株)及び町において、同意書を締結した上で、天竜浜名湖鉄道(株)が管理する沿線区域内で清掃や除草等の美化活動を実施する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜浜名湖鉄道について、沿線市町と連携して、引き続き経営支援及び利用促進を実施していく。</li> <li>・利便性向上のため、遠江一宮駅公衆トイレの外装修繕を実施する。</li> <li>・レールフレンドシップ事業の実施及び町から事業経費に対して補助を実施する。</li> </ul>
	2 幹線バスの維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月豪雨により秋葉線区間運休（令和6年6月～）</li> <li>・秋葉線区間運休について、乙丸バス停付近にバス車両切り返しの場所を確保するため、地権者交渉及び土地整備を森町及びバス事業者が連携して行い、運行区間を延伸することができた。</li> <li>・沿線市町と連携し、欠損額の補助により、バス事業者の負担軽減及び路線維持を図った。</li> <li>・秋葉線及び秋葉中遠線の乗降調査について、バス事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋葉線区間運休について、バス事業者や沿線市町、県が連携して、早期運行再開に向けて取り組む。</li> <li>・沿線市町と連携し、欠損額の補助により、バス事業者の負担軽減及び路線維持を図っていく。</li> <li>・バス事業者や県、沿線市町と連携し、運転手不足や利用促進に係る取組を実施・検討・支援していく。</li> <li>・ダイヤ改正や運賃改定等の検討</li> <li>・秋葉線及び秋葉中遠線の乗降調査について、沿線市町</li> </ul>

		<p>者及び沿線市町で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利便性向上のため、スマホ定期券の導入や遠州森町バス停駐輪場にサイクルスタンドを設置した。</li> </ul>	<p>と協力して実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）の実施（令和6年12月実施予定）</li> </ul>
3	自主運行バス（磐田線）の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県から補助を受け、運行路線の維持を図った。</li> <li>・ 利便性向上のため、スマホ定期券の導入や遠州森町バス停駐輪場にサイクルスタンドを設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行路線を引き続き維持していく。</li> <li>・ 沿線市町やバス事業者、県と連携し、運転手不足や利用促進に係る取組を実施・検討していく。</li> <li>・ ダイヤ改正や運賃改定等の検討</li> </ul>

## 目標2 町内移動を支える公共交通の構築

事業名		令和5年度 実施状況	令和6年度 事業実施計画
施策2	1 町営バスの維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県から補助を受け、運行路線の維持を図った。</li> <li>・ 教育委員会と連携して、バス通学利用者の利用状況の把握等を行った。</li> <li>・ 町営バスの運行を委託している NPO 法人への理事会及び総会への参加や委託事業者と定期的に打合せ実施など、連携や情報共有を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行路線を引き続き維持していく。</li> <li>・ 幹線系統のバス路線や天竜浜名湖鉄道との接続を強化するため、ダイヤ調整を検討する。</li> <li>・ 利用促進や利便性向上に係る取組を実施・検討していく。</li> <li>・ 関係部署や関係事業者と連携や情報共有を図っていく。</li> <li>・ 町営バス吉川線バス停の設備点検を実施し、バス停塩ビパネル交換の実施（5月実施済み）</li> <li>・ ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）の実施（令和6年12月実施予定）</li> </ul>
	2 新たな交通手段の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域タクシー導入の検討を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年10月から地域タクシー実証運行を、一宮地区及び園田地区で実施する。</li> </ul>
	3 患者バスの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者バス一宮線について、一宮地区地域タクシーへの転換を検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者バス一宮線について、令和7年度から一宮地区地域タクシーへスムーズに移行できるよう周知方法等を検討する。</li> </ul>

目標3 わかりやすく・利用しやすい公共交通の推進

事業名		令和5年度 実施状況	令和6年度 事業実施計画
施策3	1	公共交通マップの改定・配布 ・実施なし	・天竜浜名湖鉄道のダイヤ改正に伴い、令和6年4月1日現在の森町営バス時刻表及び公共交通マップを対象地区に配布（4月配布済み）
	2	新たな交通手段の情報発信及び地域説明会や使い方講座の開催 ・実施なし	・地域タクシー実証運行地域説明会を、運行開始前に町内会単位で開催する。
	3	高校生のためのバス通学利用促進パンフレットの作成 ・実施なし	・遠江総合高校生徒のためのバス通学利用促進パンフレットを作成し、高校生へ配布する。
	4	バスの乗り方教室等の実施 ・秋葉バスサービス(株)で、宮園小学校児童にバスの乗り方教室を実施 ・アクティ森「はたらくるま大集合！」のイベント（5月5日）で、大型バス車両展示	・町内の小学校でバスの乗り方教室を実施する。 ・アクティ森のイベント「はたらくるま大集合！」で、大型バス車両の展示（5月5日実施済み）
	5	森町地域公共交通利用券助成事業の継続 ・令和5年度申請件数97件 ・ホームページや町広報誌、民生委員・児童委員の会議等で、周知及びPRを実施	・令和6年度140件の申請数を目標 ・ホームページや町広報誌、民生委員・児童委員の会議、地域説明会等で周知及びPRを実施する。
	6	運転免許証自主返納者等割引サポート事業の周知及び内容の拡充検討 ・運転免許証返納時やホームページで、周知及びPRを実施	・運転免許証返納時やホームページで、周知及びPRを実施 ・事業内容拡充の検討を行う。
	7	バス車両のバリアフリー化及び運賃キャッシュレス化 ・秋葉バスサービス(株)で、ノンステップバス1車両購入	・民間路線バスの車両購入については、ノンステップバスを購入する。 ・民間路線バス車両へ運賃キャッシュレス機器導入を検

				討する。
8	ボランティア移動支援の継続及び利用条件緩和の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度末時点のボランティア移動支援の協力会員登録者数：21人</li> <li>・広報誌や町内公民館で開催されている通いの場への訪問等で、ボランティア移動支援の周知及びPRの実施</li> <li>・新規ボランティア養成講座、移動支援制度や運転の心構え等を学べる講習会、ボランティアの調整会議を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌や町内公民館で開催する通いの場への訪問等で、ボランティア移動支援の周知及びPRを実施する。</li> <li>・新規ボランティア養成講座、移動支援制度や運転の心構え、森町地域公共交通法定計画の位置付け等を学べる講習会、ボランティアの調整会議を開催する。</li> </ul>	
9	重度の障がいがある方へのタクシー利用券交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者へタクシー乗車券の配布実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者へタクシー乗車券の配布を実施する。</li> </ul>	

町内公共交通運行状況（利用者数、町財政負担額）

区分	路線名	利用者数（人）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年比
		町負担額（円）						
民間路線バス ※1	秋葉線	利用者数	87,146	78,480	79,191	88,809	92,751	104.4%
		町負担額	9,404,000	8,921,000	11,933,000	13,241,000	14,549,300	109.9%
	秋葉中遠線	利用者数	260,872	198,635	183,168	184,020	211,021	114.7%
		町負担額	2,970,000	5,894,000	9,120,000	9,115,000	11,237,000	123.3%
自主運行バス （町営バス） ※2	吉川線	利用者数	3,704	3,353	5,552	4,334	4,129	95.3%
		町負担額	5,085,029	5,085,799	5,048,477	5,389,587	5,435,655	100.9%
	大河内線	利用者数	2,549	3,571	4,601	4,764	4,870	102.2%
		町負担額	3,100,398	4,016,416	3,831,102	3,672,481	4,048,720	110.2%
自主運行バス ※3	磐田線	利用者数	24,334	31,427	31,082	36,975	35,378	95.7%
		町負担額	1,064,000	1,831,000	1,528,000	1,240,000	2,051,000	165.4%
患者バス ※4	大河内線	利用者数	575	513	390	255	173	67.8%
	大久保線	利用者数	754	653	583	342	322	94.2%
	一宮線	利用者数	13	4	5	22	26	118.2%
	合計町負担額			2,928,687	2,930,355	3,040,457	3,102,154	3,247,711
総合計町負担額			24,552,114	28,678,570	34,501,036	35,760,222	40,569,386	113.4%

※1 民間路線バスの利用者数は、前年10月から当年9月までの集計値（（例）令和5年度：令和4年10月から令和5年9月まで）

民間路線バスの町負担額は、前年10月から当年9月までの運行に基づく、バス事業者への補助金額

※2 町営バスの町負担額は、運行経費から運賃収入と県補助金額を引いた額

※3 自主運行バス磐田線の町負担額は、バス事業者への補助金額から県補助金を引いた額

※4 患者バスの町負担額は、委託料と燃料費の合計額

## 森町地域公共交通会議要綱等の改正及び運賃検討部会の設置について

## 1 改正等の概要

道路運送法の改正に伴い、従来、公共交通会議にて協議された協議運賃について、独占禁止法上のカルテルに当たらぬよう、森町地域公共交通会議要綱等を改正し、運賃検討部会を設置するものとする。

## 2 改正内容

## (1) 森町地域公共交通会議要綱 (資料 3 - 2)

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)</p> <hr/> <p>及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成 19 年法律第 59 号。以下「<u>活性化再生法</u>」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通計画 (以下「<u>交通計画</u>」という。)の作成、変更及び実施に関し必要となる事項を協議するため、森町に、森町地域公共交通会議 (以下「<u>会議</u>」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)、<u>道路運送法施行規則</u> (昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「<u>規則</u>」という。)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成 19 年法律第 59 号。以下「<u>地域交通法</u>」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通計画 (以下「<u>交通計画</u>」という。)の作成、変更及び実施に関し必要となる事項を協議するため、森町に、森町地域公共交通会議 (以下「<u>会議</u>」という。)を置く。</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 地域の实情に応じた適切な<u>乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等</u>に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>活性化再生法</u>の規定に基づく交通計画の作成、変更及び実施に関すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 地域の实情に応じた適切な<u>旅客運送の態様</u>に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地域交通法</u>の規定に基づく交通計画の作成、変更及び実施に関すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
<p>(委員の任命)</p> <p>第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(委員の任命)</p> <p>第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>町内において現に自家用有償旅客運送</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p><u>を行っている規則第49条に規定する特定非営利活動法人等の役員又は職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p><u>(部会)</u></p> <p><u>第9条 会長は、第2条各号に規定する所掌事務について、必要な調査、検討、資料の作成等を行うため、会議に部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>

(2) 森町地域公共交通会議事務局規程 (資料3-3)

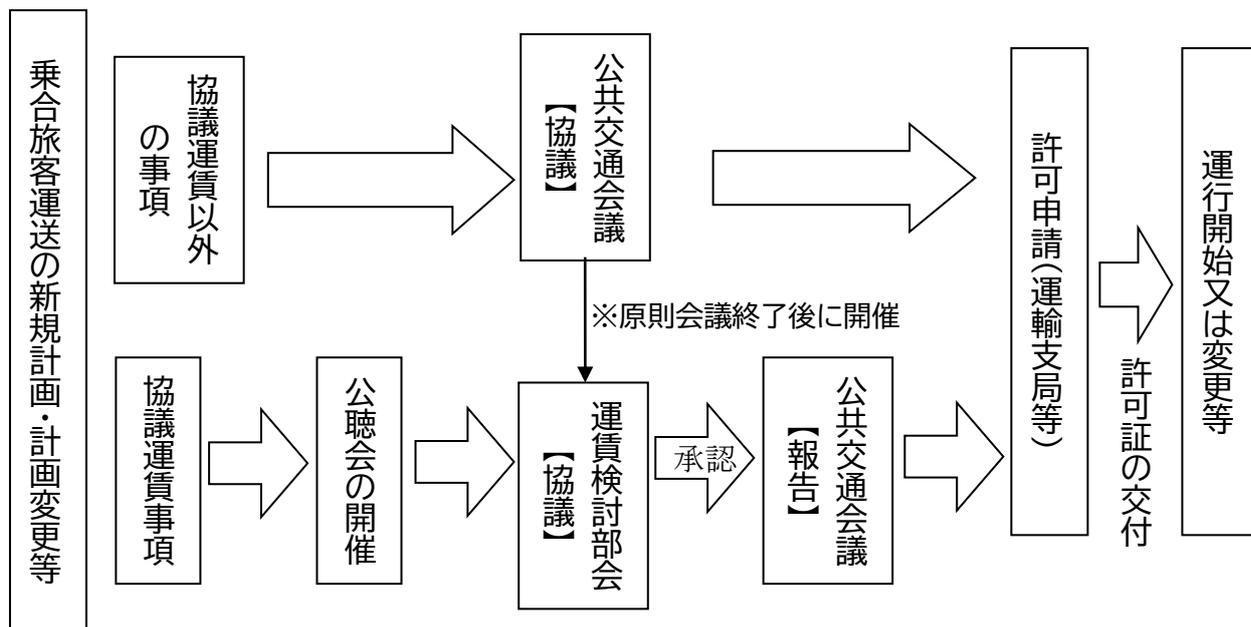
現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、森町地域公共交通会議要綱 <u>第10条</u>の規定に基づき、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、森町地域公共交通会議要綱 <u>第11条</u>の規定に基づき、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(3) 森町地域公共交通会議財務規程 (資料3-4)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、森町地域公共交通会議要綱 <u>第10条</u>の規定に基づき、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、森町地域公共交通会議要綱 <u>第11条</u>の規定に基づき、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

3 森町地域公共交通会議運賃検討部会設置要領（資料3-5）

4 今後の流れ



## ○森町地域公共交通会議要綱

平成19年11月26日告示第66号

改正

平成23年3月28日告示第99号

平成29年11月24日告示第87号

令和3年11月22日告示第154号

令和6年3月27日告示第61号

令和6年〇月〇日告示第〇号

## 森町地域公共交通会議要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項並びに地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成、変更及び実施に関し必要となる事項を協議するため、森町に、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関すること。
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域交通法の規定に基づく交通計画の作成、変更及び実施に関すること。
- (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項に関すること。
- (5) その他法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第3条 会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の役員又は職員

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の役員又は職員

(3) 町内において現に自家用有償旅客運送を行っている規則第49条に規定する特定非営利活動法人等の役員又は職員

(4) 住民又は利用者の代表

(5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者

(6) 静岡県袋井土木事務所長又はその指名する者

(7) 静岡県袋井警察署長又はその指名する者

(8) 森町社会福祉協議会会長又はその指名する者

(9) 学識経験のある者その他会議が必要と認める者

(10) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び監事)

第6条 会議に会長1人及び監事2人を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 監事は、会長が指名する。

6 監事は、会議の監査事務を行う。

(議事)

第7条 会議は、会長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長に事故がある場合の前項の規定の適用については、前条第4項に規定する委員は、会長とみなす。
- 5 会議は、簡易な議事については書面による開催とすることができるものとする。
- 6 会議は、これを公開しなければならない。ただし、事業者の事業上の秘密を保持するため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

(協議の結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 会長は、第2条各号に規定する所掌事務について、必要な調査、検討、資料の作成等を行うため、会議に部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成23年3月28日告示第99号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月24日告示第87号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年11月22日告示第154号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第61号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年〇月〇日告示第〇号）

この告示は、公示の日から施行する。

## 森町地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、森町地域公共交通会議要綱第 11 条の規定に基づき、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 会議に関すること。
- (2) 会議の資料作成に関すること。
- (3) 会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、政策企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、政策企画課職員をもって充てる。

(専決事項)

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、森町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第 6 条 会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 会議の公印の保管、取扱い等については、森町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年〇月〇日から施行する

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
森町地域 公共交通 会議会長 の印		古印体	21mm × 21mm	会長名を もって発 する文書	1個	事務局長

## 森町地域公共交通会議財務規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、森町地域公共交通会議要綱第11条の規定に基づき、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (予算)

第2条 会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、会議に諮るものとする。

3 会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により予算が会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに町に送付しなければならない。

## (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、規定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

## (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

## (予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の会議に報告しなければならない。

## (出納及び現金等の保管)

第6条 会議の出納は、会長が行う。

2 会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

## (会議出納員)

第7条 会長は、会議の事務局員のうちから会議出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、会議の出納その他会計事務をつかさどる。

## (収入及び支出の手続)

第8条 会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、町の例により行うものと

する。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、会議の決算を調製し、会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに町に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年〇月〇日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 森町地域公共交通会議運賃検討部会設置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、森町地域公共交通会議要綱（以下「要綱」という。）第 9 条の規定により、森町地域公共交通会議に運賃検討部会を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法第 3 条第 1 号イの一般旅客運送事業をいう。
- (2) 運賃等 道路運送法第 9 条第 1 項に規定する運賃等をいう。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者 道路運送法第 9 条第 1 項に規定する者をいう。

(所掌事務)

第 3 条 運賃検討部会は、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の設定について協議する。

2 前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(組織)

第 4 条 運賃検討部会員（以下「部会員」という。）は、次に掲げる者とし、町長が任命する。

- (1) 政策企画課長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表

(任期)

第 5 条 部会員の任期は、任命日から当該協議が終了した日までとする。

(部会長)

第 6 条 運賃検討部会に、運賃検討部会長（以下「部会長」という。）を置

き、政策企画課長が務める。

(会議)

第7条 運賃検討部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 運賃検討部会の会議は、部会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 運賃検討部会の会議は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(代理出席)

第8条 代理出席の規定は、要綱第7条第2項を準用する。

(報告)

第9条 部会長は、協議結果等を森町地域公共交通会議で報告しなければならない。

(庶務)

第10条 運賃検討部会の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年〇月〇日から施行する。

# 道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)

資料 3 参考資料

道路運送法 (昭和26年法律第183号)

【旧】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【新】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域)以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下 4 者

当該乗合事業者のみが参加

公聴会の開催等が義務付け

# 改正後の地域公共交通会議

	地域公共交通会議		地域公共交通会議
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)	根拠	道路運送法施行規則 <b>(第1条の2)</b>
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域)</li> <li><b>運賃・料金等に関する事項</b></li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する 事項 等</li> </ul>	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域)</li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する 事項 等</li> </ul>
	対象		バス、タクシー、自家用有償旅客 運送
構成員	市町村又は都道府県  一般旅客自動車運送事業者及びその 組織する団体  住民又は旅客  運輸局  事業者の運転者組織  道路管理者  都道府県警察  学識経験者その他地域公共交通会 議の運営上必要と認められる者	<b>法第9条第4項の協議会 (協議運賃)</b>	根拠 道路運送法 (第9条第4項)
			協議事項 運賃・料金等に関する事項
		対象 一般乗合旅客運送	対象 市町村又は都道府県  運賃等を定めようとする一般乗合旅客 自動車運送事業者  運輸局  関係住民の意見を代表する者として指 名する者

# 法第9条第4項の協議会について

## 法第9条第4項の協議会（協議運賃）

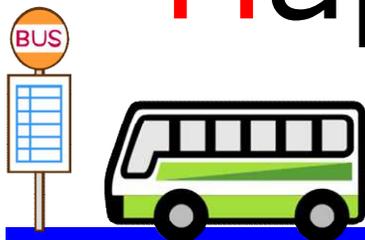
根拠	道路運送法（第9条第4項）
設置目的	従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送
構成員	<p>市町村又は都道府県</p> <p>運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>運輸局</p> <p>関係住民の意見を代表する者として指名する者</p>
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。



バスに乗って、出かけよう。



# Happy Ride in Shizuoka Project



～小学生バス無料デーの実施～

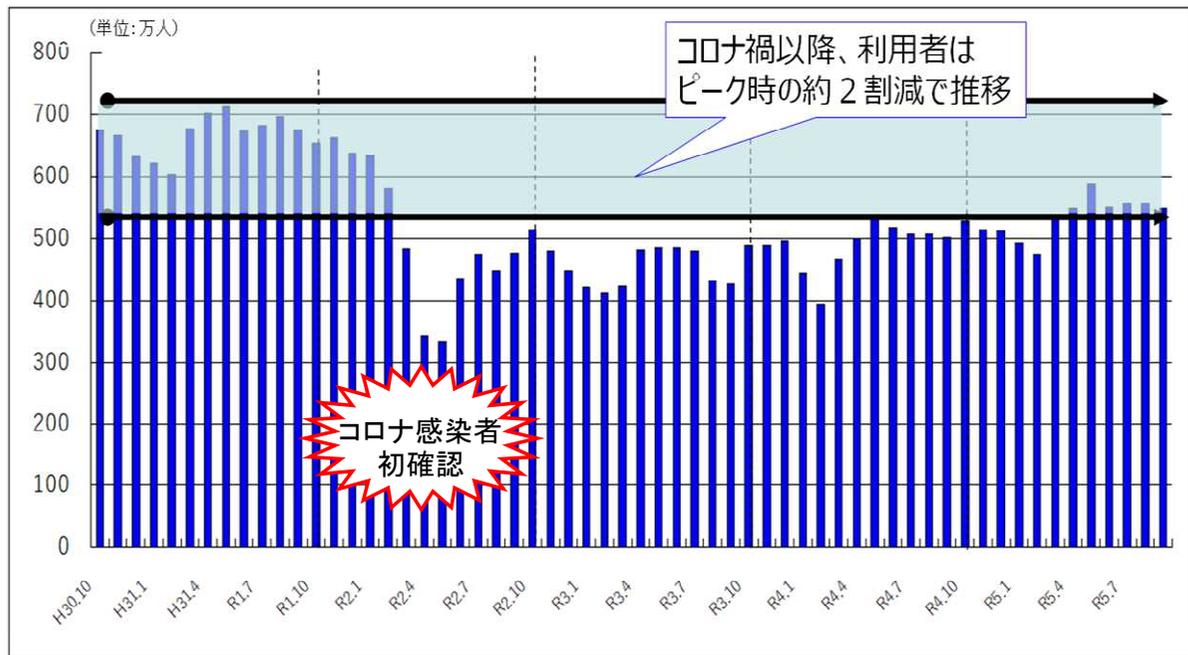
ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会  
(事務局：静岡県バス協会、県地域交通課)



# 背景

✓コロナ禍が拍車をかけた乗合バスの乗車人員の減少

✓運転手のなり手の不足、高齢化による更なる運転手不足への危機感



(静岡県地域交通課調査)

(一社) 地域公共交通総合研究所がR5.11に全国のバス事業者を対象に実施したアンケート回答者のうち、

全仕業に対して、**99%が運転手不足**と回答

運転手不足への対策として**回答事業者の半数が「減便」、約3割が「路線廃止」を計画**

### バス事業者「運転手不足」99%

地域公共交通総合研究所 (地公研、岡山市) が全国のバス事業者を対象に運転手不足に関するアンケートを実施し、応じた事業者の99%が「不足」と回答した。多くが対策として減便や路線廃止を検討している。地域交通サービスの水準低下や消滅が懸念される実態が鮮明になった。金剛自動車 (大阪府富田林市) は今月、運転手不足と利用者減少を理由にバス事業を廃止している。

調査は11月、全国308のバス事業者を対象に書面で行った。68社から回答を得た。運転手の残業上限を年960時間にするなどの規制が2024年4月から適用されるのを前に、現状を探った。運転手が不足していると答えた67社のうち、不足数は10人未満が最多で46%。30人以上は16%に上った。雇用促進以外で検討している対策(複数回答)を尋ねると、減便が47%、路線廃止が34%だった。廃線の計画数は大半が4路線以下だったが、「40路線規模」の事業者もあったという。残業規制適用を延期すべき

対策	割合
減便	47%
路線廃止	34%
乗合会社との運行効率化	13%
その他	4%
無回答	10%

※地域公共交通総合研究所の調査報告書による

### 地公研調査「減便・路線廃止を検討」多数

か問うと、回答した58社の賛否はほぼ半々に割れた。ただし、いずれも運転手不足への不安感がうかがえる。地公研は、少なくとも新型コロナウイルス禍で失った期間と同じ3年間、運転手不足の解決に向けては、他産業より低い待遇の改善が必須だと指摘する。路線再編や車両の小型化などの経営努力を続けながら、①運賃の引き上げ②国や自治体が車両などを持ち民間が運行を担う「公有民営」への転換といった改革が急務とした。小嶋光信代表理事 (岡備グループ代表兼最高経営責任者) は記者会見で「交通の崩壊が地域崩壊につながる危険水域に入った。2024年問題で資金がダウンすれば雪崩現象になる」と説明。運転手の待遇改善がサステナブル(持続可能な公共交通維持の前提)にも強調した。

2024.1.5静岡新聞

# 目的

- 小学生を中心とした地域住民のバス利用の促進
- 地域の足を支える運転従事者に「感謝とリスペクト」する  
気持ちを育み、将来にわたり社会全体で地域公共交通を支える意識を醸成
- 皆でバスに乗り合うことによる環境負荷の低減



# 実施概要(案)

## 概要

小学生のバス利用を促進し、バス利用者の増加につなげるため、

**県内全ての小学生を対象にバス無料デーを実施する。**

**(全県規模の実施としては前例のない取組)**

項目	内容
対象者	<b>県内の全小学校 524校 約178,000名</b> (国公立・私立小学校、特別支援学校含む)
実施予定日	令和6年12月7日(土)～8日(日) 2日間
対象路線	県内乗合バス事業者路線(貸切、観光バスを除く) 市町自主バス路線(実施可能な市町)
主催	ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会(令和6年4月24日設置) 構成員:国、県、市町、(一社)静岡県バス協会、乗合バス事業者 事務局:静岡県バス協会、県地域交通課
オブザーバー	静岡鉄道株式会社、静岡県地球温暖化防止活動推進センター

# 【参考】費用と経済効果

※2023年11月にしずてつジャストラインが静岡市で実施したフリー乗車券の発行・配布した実績をもとに記載

項目	内容	詳細
費用	1,069,020円	(内訳) ・乗車券印刷代 537,600円 ・チラシ印刷代 (郵送料含む) 466,000円 ・乗車券郵送代 65,420円
効果	1,236,552円	フリー乗車券利用者の同伴者(大人)利用者数 ×定期外平均単価201円×往復として算出

静岡市内	
学校数	95校
児童数	31,751名



# 実施概要(スケジュール)

月日	内容
4月24日	ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会の設立
5月中旬～	各学校に小学生バス無料デーの実施通知、校長会等での説明（県）
5月下旬～	市町地域交通会議等での説明（県）、運賃協議会での承認（市町）
6月～	実施路線の特定、特設サイトの開設、沿線の公的施設等への協力依頼
10～11月	各学校経由で小学生に無料デー啓発チラシ（兼フリーチケット）を発送 各種広報、啓発イベント等の実施、プレスリリース（11月中旬頃を予定）
12月7～8日	小学生バス無料デーの実施
～1月下旬	利用者アンケート等のとりまとめ（効果検証）



バスにのって、でかけよう。

# 小学生バス 無料デー

小学生は  
無料「0円」で  
何回でものれ  
るよ！



Happy Ride in Shizuoka Project



**実施予定日 令和6年12月7日(土)～8日(日)**

- ・期間中、静岡県内の小学生は無料で何度でも乗車できます。
- ・無料乗車エリアは、静岡県全域です。
- ・対象路線は特設サイトに掲載していきます（特設サイトは6月以降OPEN予定）
- ・各家庭にお知らせするリーフレットは、11月中旬頃に各学校にお送りします。



## 実施の目的

- ・小学生のバス利用を促進し、バス利用者数の向上を目指します。
- ・地域の足を支えるバスドライバーに「感謝とリスペクト」する気持ちを育むことで、地域公共交通を支える意識を醸成します。
- ・皆でバスに乗り合うことにより、CO2の削減を目指します。

山間地などまちから離れた場所に  
住む人々の移動手段を守ります。

お年寄りや体が不自由な人の移動  
手段を守ります。

バスは環境にもやさしい  
乗り物です。

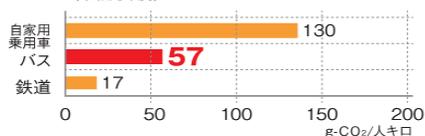
(CO2の排出量は自家用車の半分以下)

バスに乗ると、  
こんなに  
**「いいコト」**が  
あるよ！

雨の日に道が混むのを和ら  
げたり交通事故を減らす効  
果があります。

地域の人と乗り合うことで  
コミュニケーションが  
生まれます。(運転手さんに  
感謝の気持ちを伝えることも  
大切です。)

〔図E〕 輸送量当たりの二酸化炭素排出量(旅客)  
(令和元年度)



国土交通省HP「環境運輸部門における二酸化炭素排出量」

主催 ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会

(国土交通省中部運輸局静岡運輸支局、静岡県、(一社)静岡県バス協会、乗合バス事業者、市町)

(問い合わせ) 静岡県交通基盤部地域交通課 054-221-3186

## ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）実施に係る 町営バス吉川線運賃割引について

### 1 目的

ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）の対象路線として、町営バス吉川線も対象とすることで、静岡県内小学生のバス利用のきっかけを作り、利用促進につなげる。

また、小学生を対象とすることで、同伴者（大人）の同乗を見込み、結果として全体の利用者及び運賃収入の増加につなげるため。

### 2 協議理由

自家用有償旅客運送において、運送の対価（運賃）の割引を実施する場合、地域公共交通会議での協議が必要となるため（運輸支局への変更届出の提出は不要）。

### 3 事業の種別

交通空白地有償運送：交通空白輸送

### 4 設定しようとする運賃を適用する路線及び区間又は区域

路線名	運行形態	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
吉川線	定時デマンド運行	森町病院	元開橋	落合	14.9km/ 14.0km
吉川線	一部デマンド運行	森町病院	アクティ森	落合	14.9km/ 14.0km

※一部デマンド運行の主たる経由地は、定時運行部分の終点をいう。

※町営バス大河内線及び自主運行バス磐田線は、土日祝日は運休のため実施なし

#### (1) 設定また変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

##### ア ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）

##### イ 対象者

静岡県内の全小学生 524 校 約 178,000 名

※R5 静岡県学校名簿に基づく（国公立・私立小学校、特別支援学校含む。）

##### ウ 割引後の運賃

0円（無料）

##### エ 運賃の適用方法

バス乗降の際に、乗務員に乗車券（チラシ）を提示する（検討中）。

5 適用する期間とその他条件

2024年12月7日(土)、8日(日)

6 添付書類

ハッピーライド in 静岡プロジェクト概要書 (資料4-1)

ハッピーライド in 静岡プロジェクトチラシ (資料4-2)

# 地域タクシー実証運行について

## 【 概要 】

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行エリアや運行時間、利用者等を特定した上で、自宅と指定目的地間の移動を行う。</li> <li>・ 日中のタクシー需要が少ない時間を活用し、通常のタクシー事業（一般乗用）の範囲内で運行する。</li> <li>・ 地域内フィーダーとしての役割を担う。</li> </ul>
登録の対象者	園田地区及び一宮地区の住民
町負担額	①【タクシー料金】－【利用者運賃】＝【運行費】 ②【運行回数】×100円(税抜)＝【事務費】      ①+②＝町負担額
運行事業者	タクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送業）
利用区間	自宅⇄指定目的地（居住地区・森地区） ※指定目的地⇄指定目的地は運行不可であり、通常のタクシーやその他公共交通を利用していただく。
運行日	週5回（月～金曜日）8時30分～15時30分 ※祝日・年末年始等は運休
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用希望時間の1時間前までに電話予約（7時～17時）</li> <li>・ 乗車時に運転手へ利用チケットを提出</li> </ul>
料金（運賃）	1台当たり500円 ※複数人乗車は、予約者が登録者であれば可。ただし、途中乗降不可 ※支払い方法は、現金又は静岡県タクシー共通クーポン券のみ
乗車定員	最大4名
利用登録方法	利用開始日の2週間前までに、森町役場政策企画課に申請

## 【 運行イメージ図 】



【 指定目的地（今後変更あり） 】 園田地区地域タクシーと一宮地区地域タクシーでそれぞれ指定目的地を設定する。

病院	公立森町病院、森町家庭医療クリニック、運行地区及び森地区内の病院 等
買物施設 金融機関	運行地区及び森地区内のスーパー、ドラッグストア、銀行、郵便局 等 ※園田地区はイオン袋井店等を含む。
行政	行政施設及び運行地区の総合センター
バス停	遠州森町バス停、森町病院バス停、遠州森駅前バス停、福田地バス停
鉄道駅	遠江一宮駅、円田駅、森町病院前駅、遠州森駅
その他	運行地区から要望目的地 等 ※町で検討の上追加

※指定目的地については、今後の地域説明会での意見・要望や実証運行を実施していく中で、追加・変更等を行っていく。

## 【 今後のスケジュール（予定含む） 】

事業スケジュール	令和6年度					令和7年度	
	6月	7月	8月	9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
6月議会（補正予算） ※令和6年度実証運行事業費	◆						
タクシー事業者との調整	← 随時実施 →			← 随時実施 →			
地区説明会 （町内会単位を想定）		← 実施 →		← 必要に応じて実施 →			
地域タクシー実証運行開始					← 実施 →		
地域タクシー本格運行開始							← 実施 →
利用方法の周知、利用者登録のPR 運行方法の調整・改善		← 随時実施 →					

# 秋葉線（城下地内）の経路変更について

## 秋葉バスサービス株式会社

### 1. 目的と内容

弊社バス路線「秋葉線」は JR 袋井駅と森町、浜松市天竜区春野町を結んでいます。

森町内の「城下下」～「城下上」間において、往路・復路で停留所の位置及び経路が異なっており、往路（気多方面行き）に当たっては人家が密集かつ狭隘な旧道区間を走行しております。

2023 年 6 月から城下地内の上下水道工事に伴い、迂回（復路と同じバイパス経由）をしており、この迂回は今年度いっぱいかかる見込みです。

正式に往路の停留所を対面する位置に移動することで、利用者により分かりやすく、かつ、より安全な運行になるべく、この区間の往復をバイパス経由へ変更します。

この件につきましては地元町内会への説明と了承は得ておりますので、秋葉線往路（気多方面行き）の同区間につきまして 10 月 1 日からの経路変更を行なうことを本会議に報告いたします。

### 2. 運行経路

現 行



変更後



### 3. 利用実績（乗降調査日）

	城下下（気多行）		城下（気多行）		城下上（気多行）	
	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車
2021	0	0	1	0	0	0
2022	0	0	1	0	0	0
2023	0	0	2	0	0	1

#### 4. スケジュール

2023年7月	地元町内会への説明
2024年2月	地元町内会からの了承
2024年7月	森町地域公共交通会議への報告（今回）
2024年8月	静岡運輸支局へ届出
2024年10月1日	経路変更による運行開始

## 路線バス区間運休の状況について（報告）

### 大河内線（町営バス）

令和6年5月31日（金）夜間、県道藤枝天竜線（森町三倉大河内地内 開郷バス停付近）で発生した土砂災害により、町営バス大河内線で区間運休が発生しているため報告する。

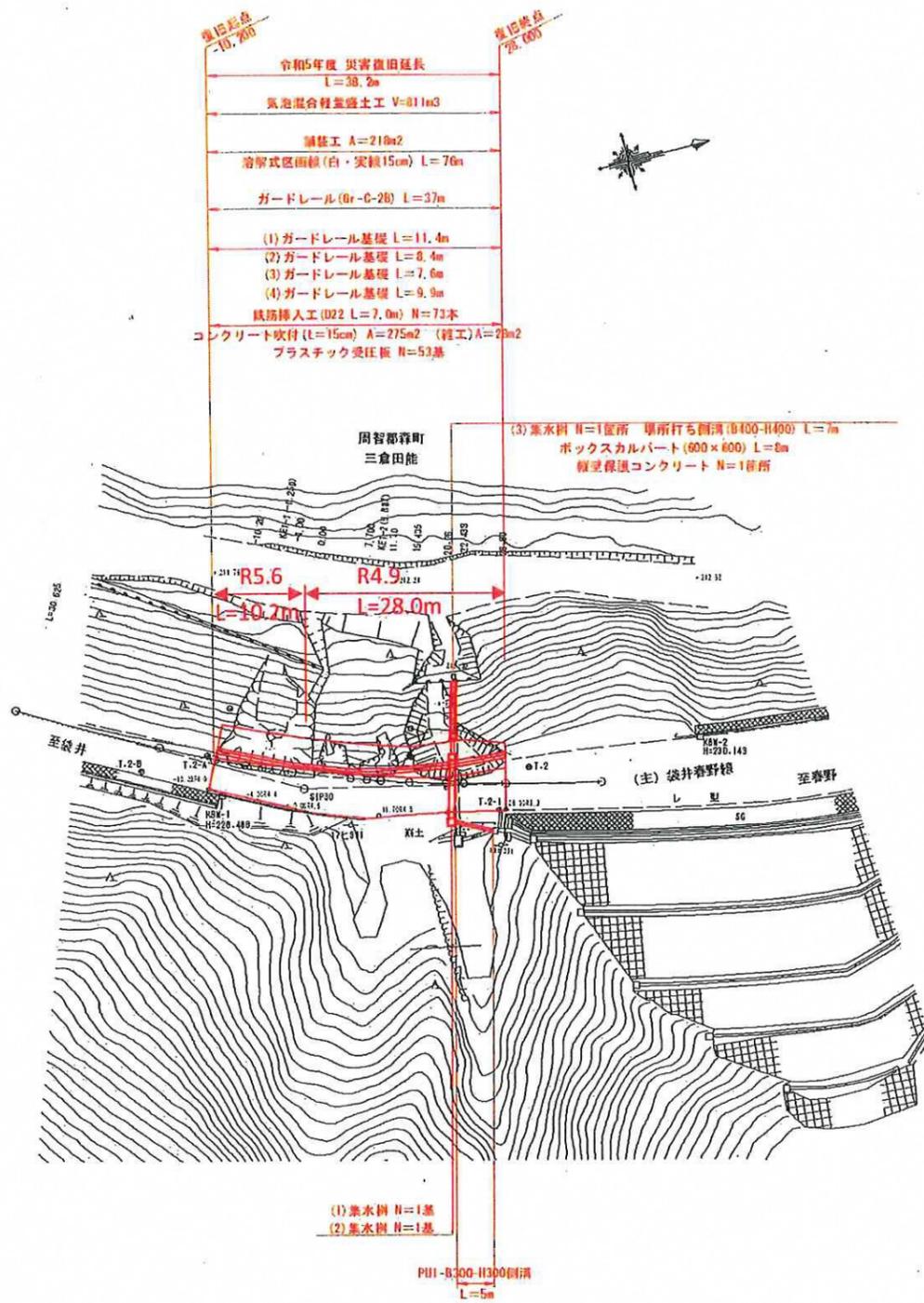
対応年月日	運行区間	運休区間	対応
令和6年6月3日 （月）から	森林組合前バス停 ↓ 間藤バス停	間藤バス停 ↓ 下島バス停	県道藤枝天竜線通行止のため、一部区間運休



（令和6年6月1日現場写真）

(主) 袋井春野線 4年道路災害復旧工事(軽量盛土工) 周智郡森町三倉田能地内

平面図



①令和4年9月24日台風15号(全面通行止め)



④令和5年6月3日台風2号(大型車通行規制)



②令和4年9月27日(全止め→大型規制)



⑤令和6年2月20日(仮設盛土、大型土のう崩落)



③令和4年11月18日(大型車通行規制解除)

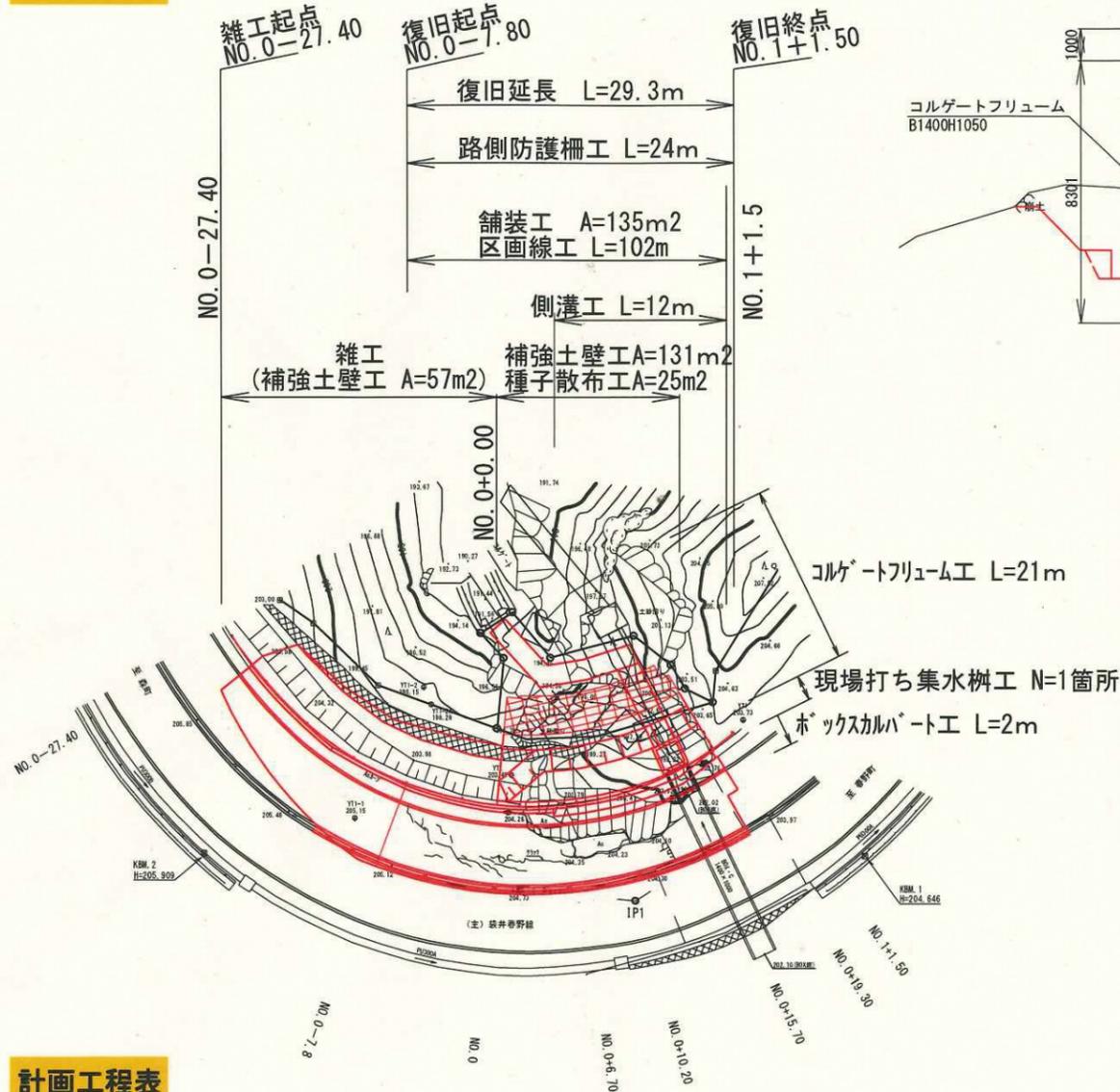


⑥令和6年5月9日(全面通行止め解除)

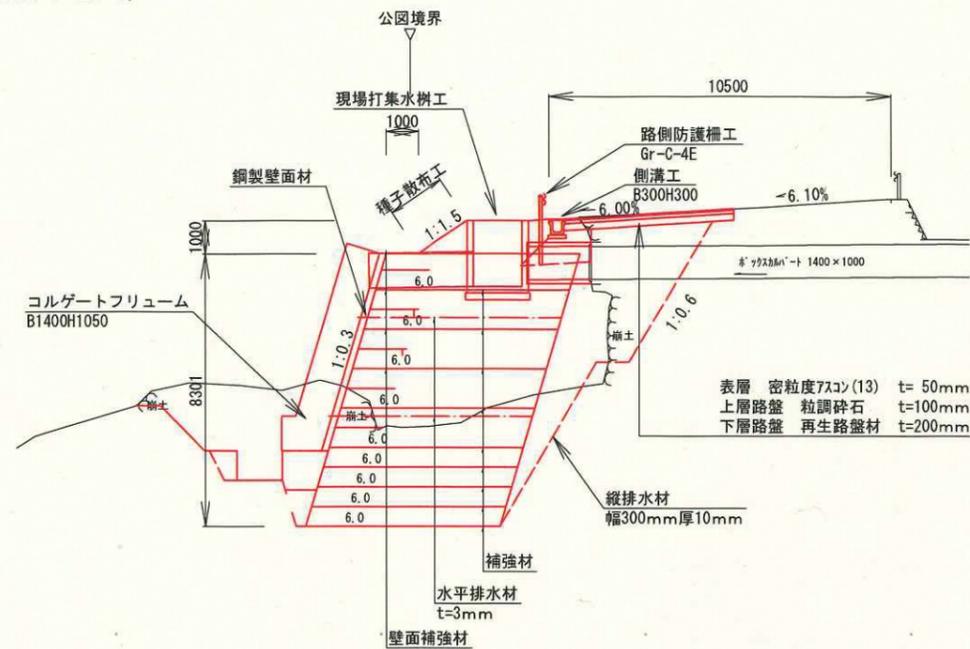


**概要** 工事名 令和5年度土木施設災害復旧事業  
(主)袋井春野線道路災害復旧工事(5災第54号)  
工事箇所 主要地方道 袋井春野線(浜松市天竜区春野町堀之内地内)  
主要工種 補強土壁工 A=131m<sup>2</sup>  
舗装工 A=135m<sup>2</sup>  
ボックスカルバート工 L=2m

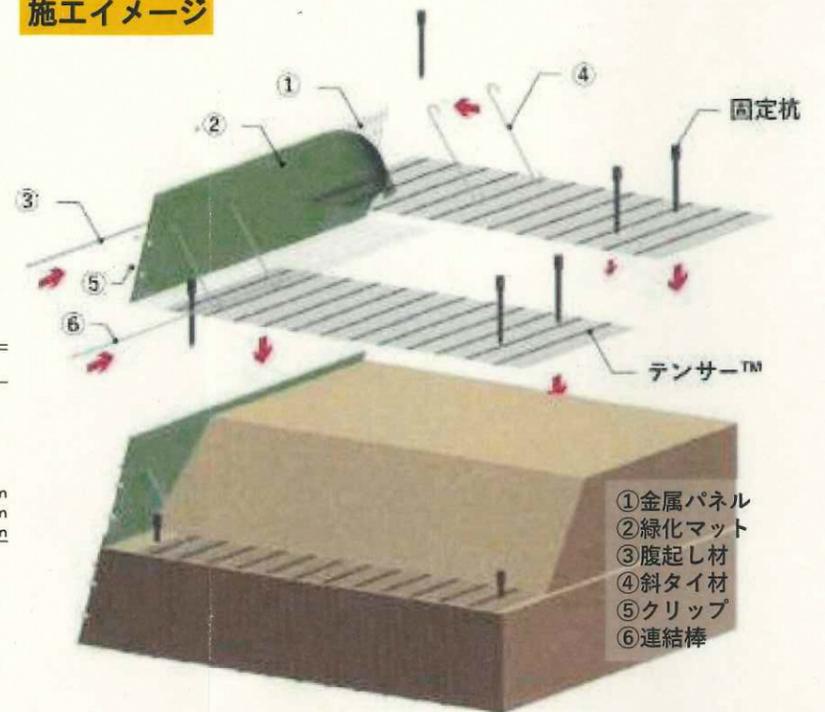
計画平面図



標準断面図



施工イメージ



現況写真



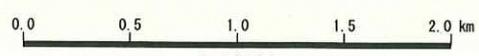
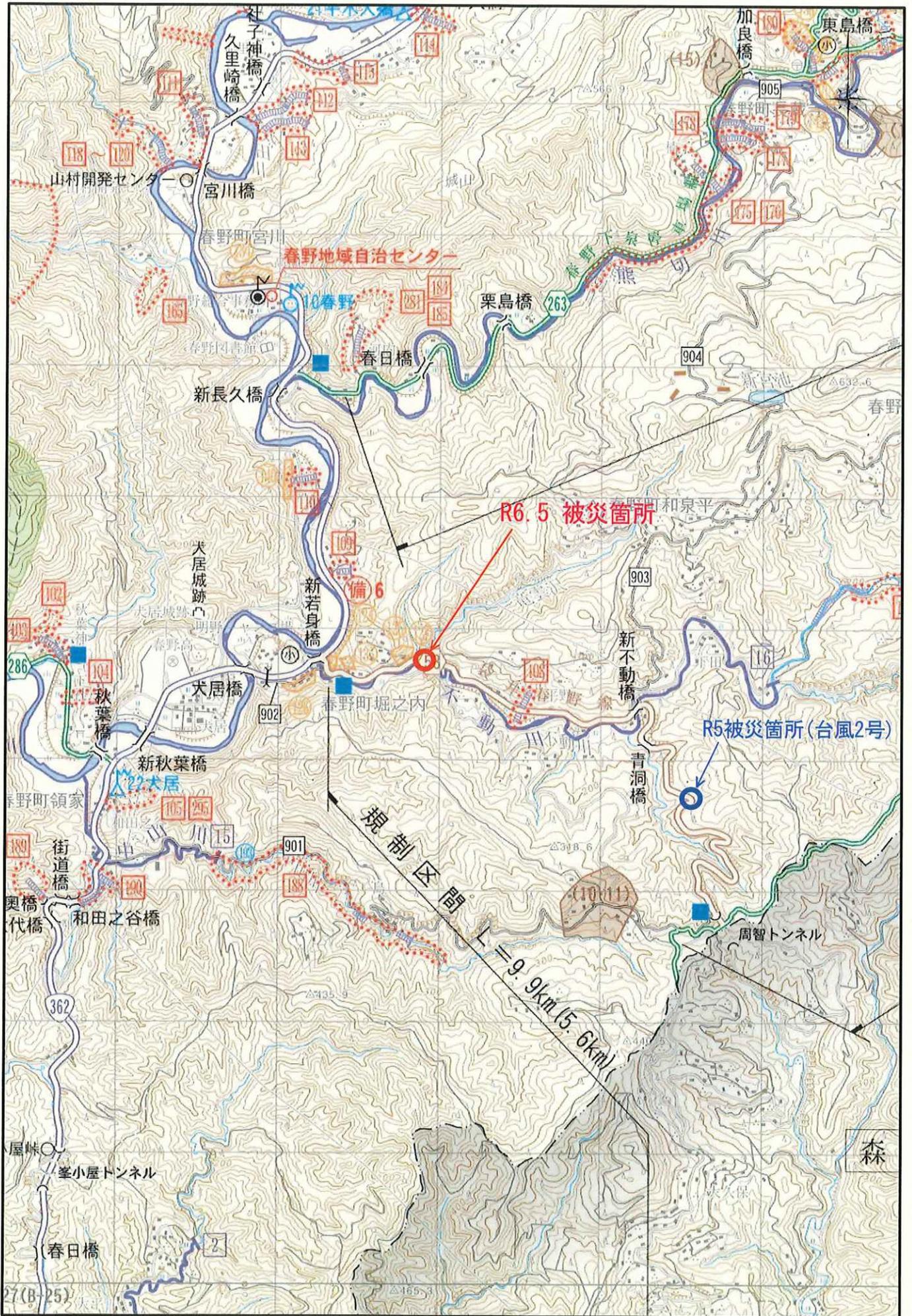
擁壁部完成イメージ



計画工程表

工種	数量	単位	R6.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20		
準備工	1	式	[Progress bar]													
土工	1	式	[Progress bar]													
擁壁工	131	m <sup>2</sup>	[Progress bar]													
舗装工・片付け	1	式	[Progress bar]													

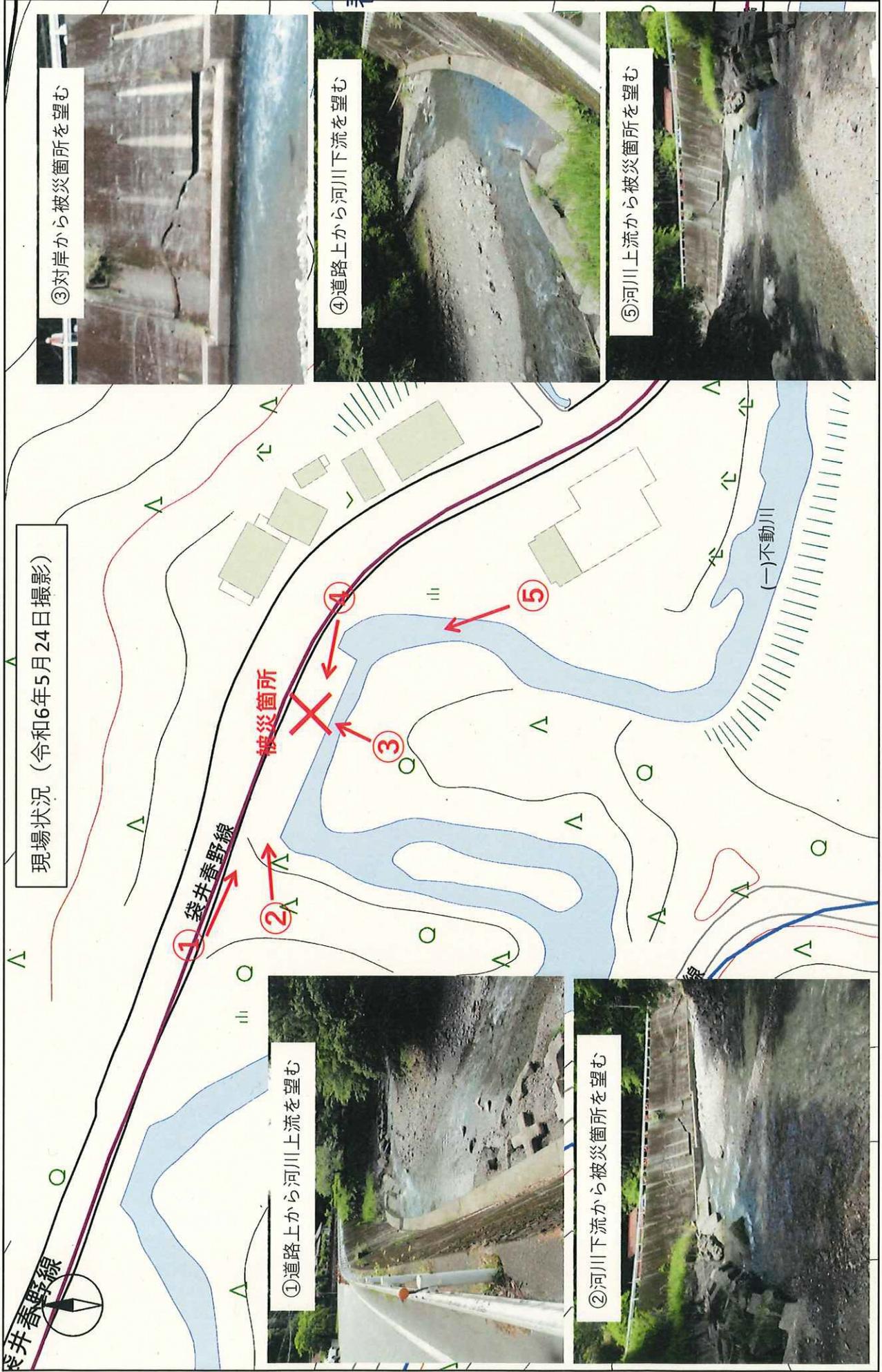
# 位置図



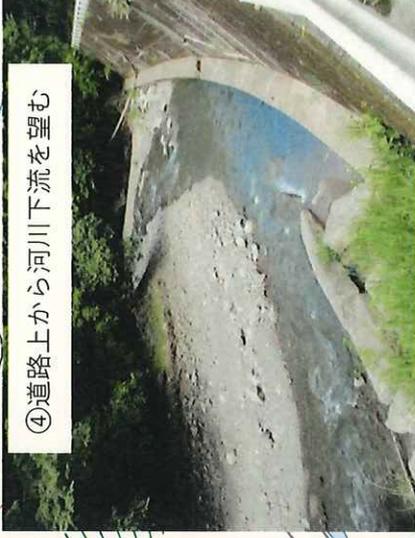
1:35356

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番号 平18 部使、第50号)」

現場状況 (令和6年5月24日撮影)



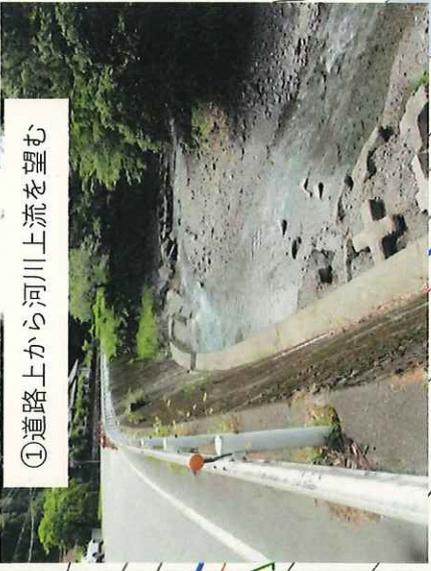
③対岸から被災箇所を望む



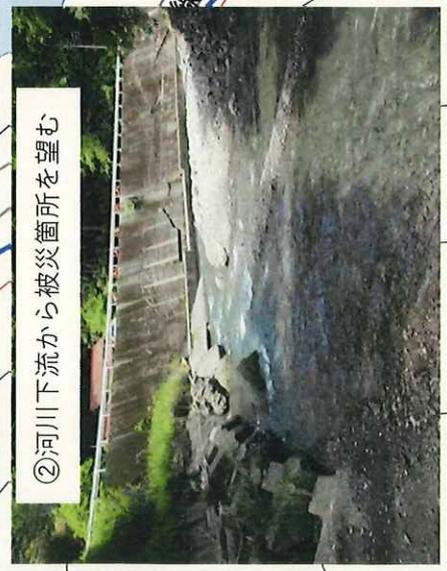
④道路上から河川下流を望む



⑤河川上流から被災箇所を望む



①道路上から河川上流を望む



②河川下流から被災箇所を望む





# 森町地域公共交通法定計画

町民・来訪者から  
選ばれる公共交通

持続可能なまちづくりを支える  
公共交通の構築

2024 ▶ 2028 【概要版】



# 計画策定の背景・目的

本町の公共交通は、掛川市と本町や浜松市を經由して湖西市を結ぶ天竜浜名湖鉄道や地域間幹線系統の路線バスとして、南北に秋葉線と秋葉中遠線が運行されています。また、町が事業者撤退路線を引き継いだ自主運行バスとして、磐田市及び袋井市との共同運行の磐田線や町営バスの大河内線と吉川線を運行しています。これらに加えて、個別の移動ニーズに対応するタクシーが運行されている他、もり移動支援調整センターによるボランティア移動支援や無医地区の住民医療の確保を図ることを目的として患者バスが運行されています。

本町における公共交通の役割は、学校統廃合によるバス通学の開始や高齢化等によりその重要性が増しています。一方で、今後一層の人口減少、少子高齢化が見込まれるため、地域の実情に合った、効果的で効率的な公共交通サービスへと見直しをする必要があります。

こうした状況を踏まえ、公共交通に関わる様々な主体が相互に協力して、本町にとって持続可能かつ効果的な公共交通網を形成し、公共交通サービスの維持確保を図ることを目的として、法に基づいた公共交通政策のマスタープランとなる「森町地域公共交通法定計画」を策定します。

## 計画の位置付け

上位計画である「第9次森町総合計画」や関連計画などとの整合を図り、公共交通政策のマスタープランとして位置付けます。

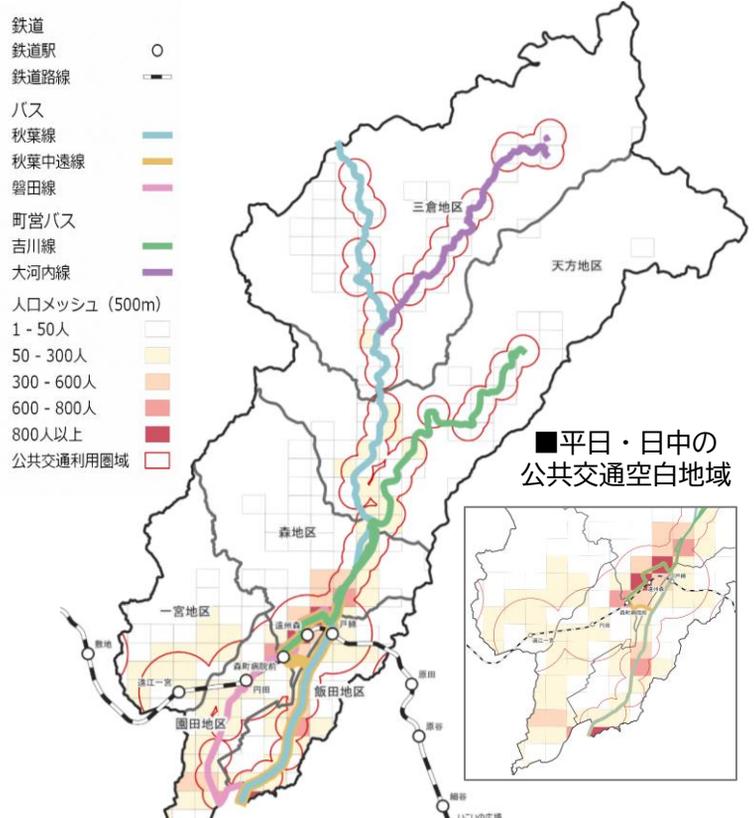
## 計画の対象区域

本計画の対象区域は、「森町全域」とします。

## 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

### ■森町の地域公共交通網及び日中の公共交通空白地域



「公共交通空白地域」とは、駅やバス停が一定の範囲に存在せず、地域公共交通が利用しづらい地域のことを言います。本計画においては、鉄道駅から1km、路線バスのバス停から400mの範囲より外の地域を指します。

一方で、「公共交通利用圏域」とは、鉄道駅から1km以内、路線バスや町営バスのバス停から400m以内の地域のことを言います。

# 地域公共交通を取り巻く現状と課題

- 民間路線バスは、通学利用者の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少している。
- 町営バスは、小中学校統廃合の影響により、バス通学者が増加している。
- 磐田線は、遠州鉄道(株)の1路線撤退により磐田線に移行し、バス利用者が増加している。
- 民間路線バス、自主運行バス、患者バスなどを維持するための経費は増加傾向である。
- 町内だけでなく町外への移動も見られ、広域のアクセス確保が必要である。
- 生活関連施設は遠州森駅周辺に集積し、各地域からのアクセス確保が必要である。
- 交通事業者、関係事業者へのヒアリング調査結果では、多くの事業者が運転手の高齢化や人手不足などの課題を抱えている。
- 年間100万人以上の観光客が訪れており、鉄道駅からの二次交通の確保が必要である。

## ■路線ごとの利用者数及び財政負担状況

区分	路線名	利用者数(人)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		町負担額(円)					
民間路線バス	秋葉線	利用者数	101,760	95,633	87,146	78,480	79,191
		町負担額	8,587,000	9,154,000	9,404,000	8,921,000	11,933,000
	秋葉中遠線	利用者数	236,678	245,677	260,872	198,635	183,168
		町負担額	3,154,000	4,282,000	2,970,000	5,894,000	9,120,000
町営バス	吉川線	利用者数	3,661	3,603	3,704	3,353	5,552
		町負担額	3,962,190	3,759,779	5,085,029	5,085,799	5,048,477
	大河内線	利用者数	1,988	2,353	2,549	3,571	4,601
		町負担額	3,041,476	2,987,134	3,100,398	4,016,416	3,831,102
自主運行バス	磐田線	利用者数	19,593	21,050	24,334	31,427	31,082
		町負担額	1,383,000	1,144,000	1,064,000	1,831,000	1,528,000
患者バス	大河内線	利用者数	1,066	710	575	513	390
	大久保線	利用者数	1,126	991	754	653	583
	一宮線	利用者数	72	70	13	4	5
	合計	町負担額	2,755,545	2,920,504	2,928,687	2,930,355	3,040,457

## ■多様な関係者との連携・協働

計画を進めるにあたり、本町の目指す公共交通の実現に向けて、町民、交通事業者、行政等が連携・協働し、一体となって取り組むとともに、それぞれが担う役割を相互に確認しながら、地域が一体となり、持続可能かつ有効な公共交通網の構築を目指します。

# 計画の基本方針と目標

## <基本理念>

持続可能なまちづくりを支える公共交通の構築

～町民・来訪者から選ばれる公共交通～

### 森町が目指すまちの姿

- 都市計画マスタープラン
  - ・公共交通結節機能の充実
  - ・観光施策との連携
- 立地適正化計画
  - ・交通結節点の乗り継ぎスムーズ化
  - ・集約型都市構造 など
- 遠州の小京都まちづくり基本構想・基本計画
  - ・観光客の移動手段の確保

### 【基本理念】

持続可能なまちづくりを支える公共交通の構築

～町民・来訪者から選ばれる公共交通～

基本方針1 ニーズに対応した公共交通

基本方針2 まちづくりと交流を推進する公共交通

基本方針3 地域で支え合い、地域を支える公共交通

### 課題

- ・人口減少・高齢化に対応した公共交通サービスの提供
- ・町内外への移動を支える公共交通サービスの検討
- ・既存の公共交通サービスに係る運行見直しや利用促進策の検討
- ・担い手不足を踏まえた公共交通サービスのあり方の検討
- ・まちづくりと連動した公共交通サービスの検討

計画目標1

### 広域移動を支える公共交通の確保・維持

本町の広域移動を支える公共交通については、公共交通の軸として維持していきます。

評価指標

- ・広域路線バス（秋葉線・秋葉中遠線・磐田線）の利用者数
  - 現状値（R4年度）：309,804人
  - 目標値（R10年度）：310,000人

計画目標2

### 町内移動を支える公共交通の構築

町営バスの運行を維持しつつ、公共交通空白地域に新たな公共交通サービスを導入し、本町にとって最適な公共交通ネットワークを構築します。

評価指標

- ・町営バスの利用者数
  - 現状値（R4年度）：9,098人
  - 目標値（R10年度）：9,000人
- ・日中の公共交通空白地域への新たな交通手段の導入地区数
  - 目標値（R10年度）：2地区

計画目標3

### わかりやすく・利用しやすい公共交通の推進

公共交通マップの改定や利用助成事業、公共交通の周知・PR等を通して、公共交通の利用促進を図ります。

評価指標

- ・森町公共交通利用券助成事業の申請数
  - 現状値（R4年度）：92件
  - 目標値（R10年度）：210件
- ・ボランティア移動支援の協力会員登録者数
  - 現状値（R4年度）：15人
  - 目標値（R10年度）：35人

計画目標1	<b>広域移動を支える公共交通の確保・維持</b>
	施策1-1: 鉄道の維持
	施策1-2: 幹線バスの維持・改善
	施策1-3: 自主運行バスの維持・改善
計画目標2	<b>町内移動を支える公共交通の構築</b>
	施策2-1: 町営バスの維持・改善
	施策2-2: 新たな交通手段の導入
	施策2-3: 患者バスの見直し
計画目標3	<b>わかりやすく・利用しやすい公共交通の推進</b>
	施策3-1: 公共交通マップの改定・配布
	施策3-2: 新たな交通手段の情報発信及び地域説明会や使い方講座の開催
	施策3-3: 高校生のためのバス通学利用促進パンフレットの作成
	施策3-4: バスの乗り方教室等の実施
	施策3-5: 森町公共交通利用券助成事業の継続
	施策3-6: 運転免許証自主返納者等割引サポート事業の周知及び内容の拡充検討
	施策3-7: バス車両のバリアフリー化及び運賃支払いのキャッシュレス化
	施策3-8: ボランティア移動支援の継続及び利用条件緩和の検討
	施策3-9: 重度の障がいがある方へのタクシー利用券交付

# 施策・事業の実施内容

## 計画目標 1 広域移動を支える公共交通の確保・維持

	施策 (事業) 名	施策 (事業) 概要	実施主体	実施期間				
				R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
1	鉄道の維持	天竜浜名湖線の運行維持及び利用促進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>鉄道事業者</li> </ul>					
2	幹線バスの維持・改善	幹線バス路線（秋葉線・秋葉中遠線）の維持・改善（系統・経路地・バス停位置改善等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>地域公共交通会議</li> <li>バス事業者</li> </ul>					
3	自主運行バスの維持・改善	自主運行バス（磐田線）の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>地域公共交通会議</li> <li>バス事業者</li> </ul>					

## 計画目標 2 町内移動を支える公共交通の構築

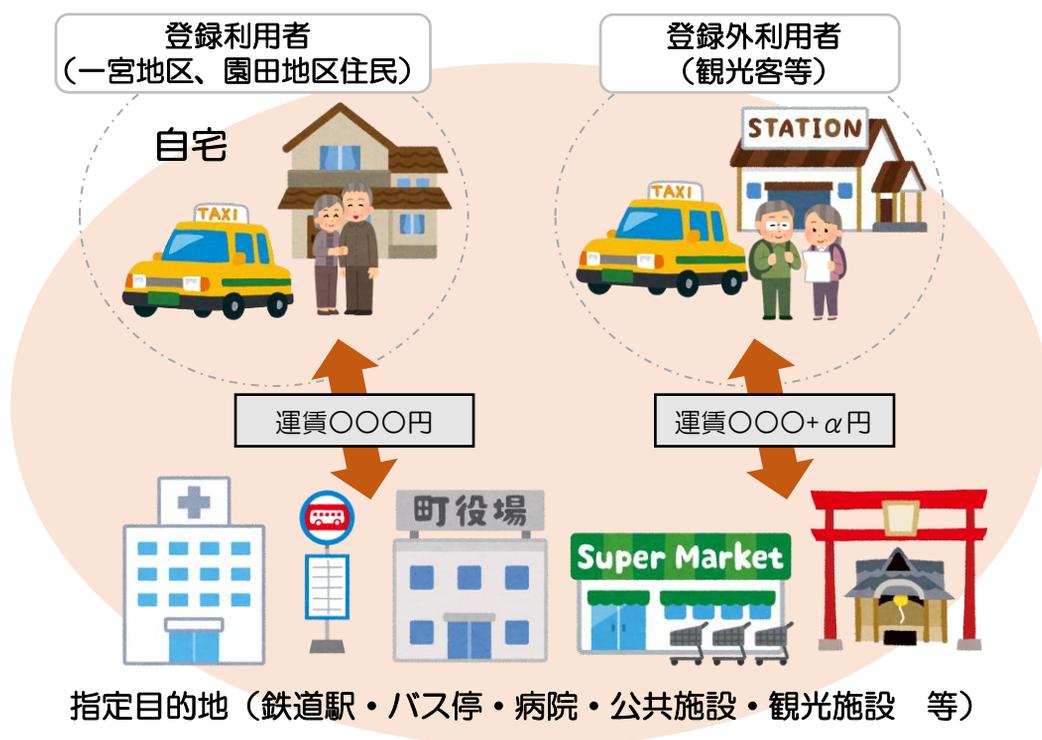
	施策 (事業) 名	施策 (事業) 概要	実施主体	実施期間				
				R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
1	町営バスの維持・改善	町民等の移動手段として大河内線・吉川線を維持し、大河内線は秋葉線との接続を引き続き強化、吉川線は幹線バス及び天竜浜名湖鉄道との接続を引き続き強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>地域公共交通会議</li> <li>バス事業者</li> </ul>					
2	新たな交通手段の導入	日中の公共交通空白地域に新たな交通手段を導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>交通事業者</li> </ul>					
3	患者バスの見直し	運行方法について見直しを検討し、一宮線は新たな交通手段へ転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>公立森町病院</li> </ul>					

### 計画目標 3 わかりやすく・利用しやすい公共交通の推進

	施策 (事業) 名	施策 (事業) 概要	実施主体	実施期間					
				R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
1	公共交通マップの改定・配布	駅やバス停周辺の観光施設等の情報を含めた公共交通マップに改定し、希望する住民へ配布するほか、町HPで公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>交通事業者</li> </ul>	●	→	●	→	→	→
2	新たな交通手段の情報発信及び地域説明会や使い方講座の開催	新たな交通手段の使い方をわかりやすくまとめたチラシやパンフレットを作成・配布等による情報発信及び地域説明会や使い方講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>交通事業者</li> </ul>	●	→	●	→	→	→
3	高校生のためのバス通学利用促進パンフレットの作成	高校生がバス通学で主に利用する時間帯や運賃などを記載したパンフレット等を作成し、高校生の公共交通の利用を促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>交通事業者</li> <li>教育機関</li> </ul>	●	→	→	→	→	→
4	バスの乗り方教室等の実施	バスの乗り方教室等を継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>交通事業者</li> <li>教育機関</li> <li>その他関係者</li> </ul>	●	→	→	→	→	→
5	森町公共交通利用券助成事業の継続	森町公共交通利用券助成事業の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>交通事業者</li> </ul>	●	→	→	→	→	→
6	運転免許証自主返納者等割引サポート事業の周知及び内容の拡充検討	運転経歴証明書の提示による公共交通利用の割引制度の導入検討や事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>静岡県警察</li> <li>交通事業者</li> </ul>	●	→	●	→	→	→
7	バス車両のバリアフリー化及び運賃支払いのキャッシュレス化	路線バスのノンステップバス拡充に加え、キャッシュレス決済機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>バス事業者</li> </ul>	●	→	●	→	→	→
8	ボランティア移動支援の継続及び利用条件緩和の検討	社会福祉協議会等と連携し、ボランティア移動支援の周知・PRの実施、協力会員の確保、利用条件緩和の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>社会福祉協議会</li> <li>その他関係者</li> </ul>	●	→	●	→	→	→
9	重度の障がいがある方へのタクシー利用券交付	重度の障がいがある方の移動を支援するため、タクシーチケットの交付を継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>森町</li> <li>タクシー事業者</li> </ul>	●	→	→	→	→	→

## 新たな交通手段の導入（地域タクシー）

- 地域の実情に即した新たな交通手段として、地域タクシー（乗用タクシーの利活用）を導入します。
- 運行エリアや運行時間、運賃や利用者等に一定のルールを設けた上で、地区内の自宅と指定目的地間の移動を一般乗用タクシーで行います。（利用登録必須）
- 運賃に差額を設けることで、観光客等の登録外利用者也円田駅や遠江一宮駅から指定目的地まで利用可能になります。
- 静岡県タクシー共通クーポン券が使用可能であり、森町公共交通利用券助成事業との相乗効果が期待できます。
- 利用者の移動手段の確保だけでなく、タクシー事業者の経営安定化にもつながります。
- 導入にあたっては、鉄道駅や幹線バスへの地域内フィーダーとしての役割を担う公共交通手段とします。



▲地域タクシーのイメージ図

発行 森町役場 企画財政課

〒437-0293

静岡県周智郡森町森2101-1

TEL 0538-85-6305

FAX 0538-85-5259

HP <https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/>

# 森町営バス時刻表 大河内線・吉川線

(令和6年4月1日現在)

## バス路線と運行日

路線名	運行日	運休日	起点	主な経由地	終点	運行者
大河内線	月～金曜日	土・日・祝日・8/13～8/15・12/30～1/3	森林組合前	中村・上野平	下島	NPO法人やまゆり三倉
吉川線	月～金曜日・土・日・祝日	無休	森町病院	元開橋・アクティ森	落合	株式会社アマガタ

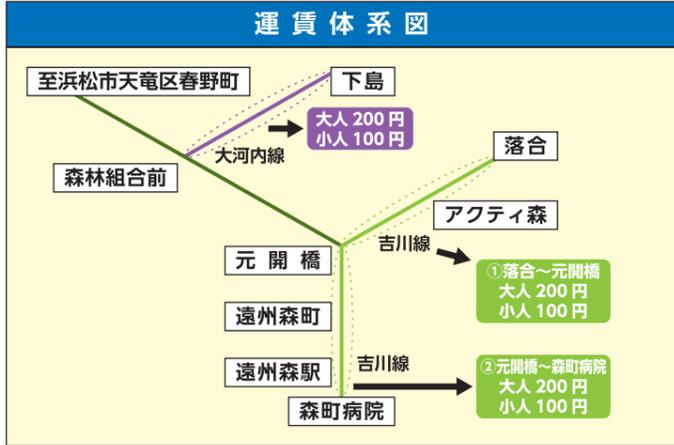
ただし、次の場合はバスを運休することがあります。

①台風などによる悪天候や悪条件のため運行できない場合や危険だと判断した場合 ②雨量規制や路肩決壊・土砂崩れ、凍結や積雪などにより、バスが運行する道路が通行止めになった場合

## バスの運賃

運賃については、次のとおりです。

路線名	運行区間	運賃
大河内線	下島～森林組合前	大人 200円 (中学生以上) 小人 100円 (小学生以下) 幼児 100円 (就学前児童) ※2
吉川線	①落合～元開橋 ※1	大人 200円 (中学生以上) 小人 100円 (小学生以下) 幼児 100円 (就学前児童) ※2
	②元開橋～森町病院 ※1	大人 200円 (中学生以上) 小人 100円 (小学生以下) 幼児 100円 (就学前児童) ※2
備考	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方は、手帳提示により利用料金が半額となります。(運転手さんに手帳を提示してください)	
※1: 例えば、森町病院～落合というように2つの区間(①と②)を乗車する場合は、大人400円、小人200円となります。		
※2: 小学校就学前の幼児が保護者と同乗する場合、保護者1人につき、2人まで無料になります。		



## 回数乗車券・定期乗車券の種類と購入先

回数乗車券を次のとおり販売しています。定期乗車券については、森町役場政策企画課(電話: 0538-85-6305)で販売しています。詳細については、直接お問い合わせください。

回数乗車券の種類	枚数	利用できる金額	販売金額	割引率	販売場所
児童・学生用(高校生以下)	100円券20枚綴り	2,000円	1,500円	25.0%	①バス車内 ③NPO法人やまゆり三倉(森林組合内)
一般用	200円券11枚綴り	2,200円	2,000円	9.1%	②森町役場政策企画課 ④株式会社アマガタ(コテージ・アクティ)

## 予約バス(定時デマンド)運行の予約先

利用する路線	大河内線を利用する場合	利用する路線	吉川線を利用する場合
予約申込みの連絡先	NPO法人やまゆり三倉(森林組合内) 電話: 0538-86-0211・FAX: 0538-86-0212	予約申込みの連絡先	株式会社アマガタ(コテージ・アクティ) 電話: 0538-85-9800・FAX: 0538-85-9801
予約申込みの期限	9時までの便…前日の17時まで 9時以降17時30分までの便…当日の1時間前まで 17時30分以降の便…当日の16時30分まで	予約申込みの期限	9時までの便…前日の17時まで 9時以降17時30分までの便…当日の1時間前まで 17時30分以降の便…当日の16時30分まで
予約申込みの方法	電話(平日のみ)またはFAX	予約申込みの方法	電話またはFAX

※予約をキャンセルしたい場合は、上記に連絡をしてください。

※予約をキャンセルしたい場合は、上記に連絡をしてください。

## 大河内線時刻表

大河内線時刻表(月～金) 乗車するバス停の時刻の前に●印のある便は予約が必要です。							予約先: NPO法人やまゆり三倉 電話: 0538-86-0211 FAX: 0538-86-0212															
森林組合前方面行							下島方面行															
1	下	島	06:51	●08:56	13:24	●15:27	-	17:11	14	森	林	組	合	前	●07:55	12:27	●14:59	15:59	16:43	●17:50	●19:16	
2	中	の	在	家	06:53	●08:58	13:26	●15:29	-	17:13	13	三	倉	●07:56	12:28	●15:00	16:00	16:44	●17:51	●19:17		
3	大	河	内	06:55	●09:00	13:28	●15:31	-	17:15	12	中	村	下	●07:59	12:31	●15:03	16:03	16:47	●17:54	●19:20		
4	開	郷	06:57	●09:02	13:30	●15:33	16:21	17:17	11	中	村	公	会	堂	前	●08:01	12:33	●15:05	16:05	16:49	●17:56	●19:22
5	間	藤	06:58	●09:03	13:31	●15:34	16:22	17:18	10	中	村	上	●08:02	12:34	●15:06	16:06	16:50	●17:57	●19:23			
6	甚	沢	07:02	●09:07	13:35	●15:38	16:26	17:22	9	上	野	平	下	●08:04	12:36	●15:08	16:08	16:52	●17:59	●19:25		
7	鳥	居	下	07:05	●09:10	13:38	●15:41	16:29	17:25	8	上	野	平	●08:05	12:37	●15:09	16:09	16:53	●18:00	●19:26		
8	上	野	平	07:08	●09:13	13:41	●15:44	16:32	17:28	7	鳥	居	下	●08:08	12:40	●15:12	16:12	16:56	●18:03	●19:29		
9	上	野	平	下	07:09	●09:14	13:42	●15:45	16:33	17:29	6	甚	沢	●08:11	12:43	●15:15	16:15	16:59	●18:06	●19:32		
10	中	村	上	07:11	●09:16	13:44	●15:47	16:35	17:31	5	間	藤	●08:15	12:47	●15:19	16:19	17:03	●18:10	●19:36			
11	中	村	公	会	堂	前	07:12	●09:17	13:45	●15:48	16:36	17:32	4	開	郷	●08:16	12:48	●15:20	16:20	17:04	●18:11	●19:37
12	中	村	下	07:14	●09:19	13:47	●15:50	16:38	17:34	3	大	河	内	●08:18	12:50	●15:22	-	17:06	●18:13	●19:39		
13	三	倉	07:17	●09:22	13:50	●15:53	16:41	17:37	2	中	の	在	家	●08:20	12:52	●15:24	-	17:08	●18:15	●19:41		
14	森	林	組	合	前	07:18	●09:23	13:51	16:42	17:38	1	下	島	●08:22	12:54	●15:26	-	17:10	●18:17	●19:43		

※土・日・祝日は運休

…3月～9月のみ運行

秋葉線(森林組合前発袋井方面)	07:22	09:27	13:55	16:33	17:33	18:27
-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

秋葉線(袋井方面から森林組合前着)	07:45	12:23	14:56	15:56	16:38	17:47	19:13
-------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

## ご利用上の注意

- ◆おひとりさまでもお迎えします。遠慮なく予約申込みをしてください。
- ◆予約申込みの期限後にお申込みされた場合は、対応することができず、お断りすることがありますのでご容赦ください。
- ◆目的地に直行するタクシーとは異なります。
- ◆乗車場所は、決められたバス停に限ります。

- ◆ご予約のあった時間にバス停にいない場合には、お乗りにならなくても発車する場合があります。
- ◆運行車両の乗車定員などにより、ご希望に添えない場合もございます。詳しくは、上記の予約申込みの連絡先までご連絡ください。

## 吉川線時刻表

吉川線時刻表(月～金) 乗車するバス停の時刻の前に●印のある便は予約が必要です。										予約先: 株式会社アマガタ 電話: 0538-85-9800 FAX: 0538-85-9801																	
落合方面行										森町病院方面行																	
1	森	町	病	院	08:10	10:04	11:59	14:28	15:33	16:38	-	-	30	落	合	●07:21	●09:24	●10:36	●13:26	●15:00	●16:05	●17:10					
2	森	山	入	口	08:11	10:05	12:00	14:29	15:34	16:39	-	-	29	落	合	下	07:22	09:25	●10:37	●13:27	●15:01	●16:06	●17:11				
3	JA	遠	州	森	支	店	08:12	10:06	12:01	14:30	15:35	16:40	-	-	28	川	島	07:23	09:26	●10:38	●13:28	●15:02	●16:07	●17:12			
4	遠	州	森	駅	前	08:13	10:07	12:02	14:31	15:36	16:41	-	-	27	鍛	冶	島	07:24	09:27	●10:39	●13:29	●15:03	●16:08	●17:13			
5	遠	江	総	合	高	校	08:14	10:08	12:03	14:32	15:37	16:42	-	-	26	日	月	神	社	前	07:25	09:28	●10:40	●13:30	●15:04	●16:09	●17:14
6	森	町	役	場	前	08:15	10:09	12:04	14:33	15:38	16:43	-	-	25	栗	の	島	07:26	09:29	●10:41	●13:31	●15:05	●16:10	●17:15			
7	下	宿	08:16	10:10	12:05	14:34	15:39	16:44	-	-	-	-	24	下	田	07:27	09:30	●10:42	●13:32	●15:06	●16:11	●17:16					
8	森	川	橋	08:17	10:11	12:06	14:35	15:40	16:45	-	-	23	問	詰	下	07:29	09:32	●10:44	●13:34	●15:08	●16:13	●17:18					
9	川	原	町	08:18	10:12	12:07	14:36	15:41	16:46	-	-	22	問	詰	下	07:30	09:33	●10:45	●13:35	●15:09	●16:14	●17:19					
10	遠	州	森	町	08:19	10:13	12:08	14:37	15:42	16:47	●17:32	●18:58	21	ア	ク	テ	ィ	森	07:31	09:34	●10:46	13:36	15:10	16:15	●17:20		
11	森	中	学	校	入	口	08:21	10:15	12:10	14:39	15:44	16:49	●17:34	●19:00	20	身	代	島	07:32	09:35	●10:47	13:37	15:11	16:16	●17:21		
12	天	の	宮	08:22	10:16	12:11	14:40	15:45	16:50	●17:35	●19:01	19	松	島	07:33	09:36	●10:48	13:38	15:12	16:17	●17:22						
13	城	下	下	08:23	10:17	12:12	14:41	15:46	16:51	●17:36	●19:02	18	大	鳥	居	07:34	09:37	●10:49	13:39	15:13	16:18	●17:23					
14	城	下	上	08:24	10:18	12:13	14:42	15:47	16:52	●17:37	●19:03	17	大	鳥	居	下	07:35	09:38	●10:50	13:40	15:14	16:19	●17:24				
15	城	下	上	08:25	10:19	12:14	14:43	15:48	16:53	●17:38	●19:04	16	元	開	橋	07:36	09:39	●10:51	13:41	15:15	16:20	●17:25					
16	元	開	橋	08:26	10:20	12:15	14:44	15:49	16:54	●17:39	●19:05	15	城	下	上	07:37	09:40	●10:52	13:42	15:16	16:21	●17:26					
17	大	鳥	居	下	08:27	10:21	12:16	14:45	15:50	16:55	●17:40	●19:06	14	城	下	下	07:38	09:41	●10:53	13:43	15:17	16:22	●17:27				
18	大	鳥	居	08:28	10:22	12:17	14:46	15:51	16:56	●17:41	●19:07	13	城	下	下	07:39	09:42	●10:54	13:44	15:18	16:23	●17:28					
19	松	島	08:29	10:23	12:18	14:47	15:52	16:57	●17:42	●19:08	12	天	の	宮	07:40	09:43	●10:55	13:45	15:19	16:24	●17:29						
20	身	代	島	08:30	10:24	12:19	14:48	15:53	16:58	●17:43	●19:09	11	森	中	学	校	入	口	07:41	09:44	●10:56	13:46	15:20	16:25	●17:30		
21	ア	ク	テ	ィ	森	08:31	10:25	12:20	14:49	15:54	16:59	●17:44	●19:10	10	遠	州	森	町	07:42	09:45	●10:57	13:47	15:21	16:26	●17:31		
22	問	詰	下	●08:32	●10:26	●12:21	●14:50	●15:55	●17:00	●17:45	●19:11	9	川	原	町	07:45	09:48	●11:00	13:50	15:24	16:29	-					
23	問	詰	下	●08:33	●10:27	●12:22	●14:51	●15:56	●17:01	●17:46	●19:12	8	森	川	橋	07:46	09:49	●11:01	13:51	15:25	16:30	-					
24	下	田	●08:35	●10:29	●12:24	●14:53	●15:58	●17:03	●17:48	●19:14	7	下	宿	07:47	09:50	●11:02	13:52	15:26	16:31	-							
25	栗	の	島	●08:36	●10:30	●12:25	●14:54	●15:59	●17:04	●17:49	●19:15	6	森	町	役	場	前	07:48	09:51	●11:03	13:53	15:27	16:32	-			
26	日	月	神	社	前	●08:37	●10:31	●12:26	●14:55	●16:00	●17:05	●17:50	●19:16	5	遠	江	総	合	高	校	07:49	09:52	●11:04	13:54	15:28	16:33	-
27	鍛	冶	島	●08:38	●10:32	●12:27	●14:56	●16:01	●17:06	●17:51	●19:17	4	遠	州	森	駅	前	07:50	09:53	●11:05	13:55	15:29	16:34	-			
28	川	島	●08:39	●10:33	●12:28	●14:57	●16:02	●17:07	●17:52	●19:18	3	JA	遠	州	森	支	店	07:51	09:54	●11:06	13:56	15:30	16:35	-			
29	落	合	下	●08:40	●10:34	●12:29	●14:58	●16:03	●17:08	●17:53	●19:19	2	森	山	入	口	07:52	09:55	●11:07	13:57	15:31	16:36	-				